

具体的な事例から学ぶ

～考えよう！自分のこととして～

No. 9

発行：山口県教育委員会

令和3年6月1日

1 テーマ

児童生徒に対する不適切な言動について

※ 体罰に限らず、教員の不適切な言動により、子どもの心を傷つけてしまうことがあります。特に、児童生徒の人権を侵害する暴言等の不適切な言葉は、児童生徒に著しい精神的苦痛を与える恐れがあり、教職員として許されない行為です。

2 事例（不適切な言動について）

【事例①】 体育の授業中に、「本当に不器用だなあ。」「なんでそんなにリズム感がないの。」と生徒の能力や特性を否定する発言を繰り返した。

【事例②】 授業中に生徒が答えを間違えると、「なぜ分からないの。」と言ったり「お前なんかやらなくてよい、必要ない。」と怒鳴ったりして、生徒の努力を無視した発言をした。

【事例③】 部活動中に、生徒の声が小さかったことを理由に大声で「だからお前はダメなんだ。」と人格を否定するような発言をした。

【事例④】 生徒同士のトラブルの聞き取りの際に、「はっきり言わないとあなたのせいになります。」「指紋を取ることもできますよ。」など、生徒を脅迫するような言葉で指導した。

3 不適切な言動を防止するための3つのポイント

【児童生徒の特性や配慮事項を共有した上での指導】

表面的な行動や発言だけで児童生徒を指導することがないように、児童生徒の特性や配慮事項について学校・学年全体で共有した上で、それぞれに合った指導をしましょう。

【アンガーマネジメント】

教師自身が自分の感情をコントロールして、落ち着いて児童生徒に対応する必要があります。特に、予想しない児童生徒の反応に感情的に指導しがちになります。事前に、考えられる児童生徒の反応を予測し、適切に対応できる言葉がけを準備しておきましょう。

【不適切な発言の自覚化】

「人間関係はできているから大丈夫だろう。」という教師自身の甘い考えを無くす必要があります。場合によっては、不適切な言葉の繰り返しが体罰以上に児童生徒の心を傷つけてしまうことを認識し、自分の指導の在り方を見直すことが重要です。

人によって受け止め方は違います。児童生徒一人ひとりの人権を尊重し、威圧的な態度や言葉での指導にならないようにしましょう。

4 振り返ってみましょう

- 児童生徒の特性や配慮事項について共有し、複数人での対応を心掛けていますか。
- 児童生徒の訴えや行動に対して、感情的になって指導や発言をしていませんか。
- 不適切な言葉によって、児童生徒を傷つけたり、児童生徒間のいじめを助長したりしていませんか。
- 同僚の不適切な言動に対して、見て見ぬふりをしていませんか。